

# 兵庫県医療勤務環境改善支援センター

令和7年1月31日  
兵庫県保健医療部医務課  
医療人材確保班

## 兵庫県医療勤務環境改善支援センター（H27.4～）

### 運営について

- ・平成27年4月に県医務課に「医療勤務環境改善支援センター」を設置し、医療機関の勤務環境改善のための自主的な取り組みを支援

#### 【主な活動内容】

- ・県内医療機関の相談支援、アドバイザー派遣による個別支援、情報提供、研修会開催

#### ○ 医業経営アドバイザー

県が「(公社)日本医業経営コンサルタント協会」に委託して設置

→ 医業経営アドバイザー：眞鍋 一アドバイザー

- ・主な資格：認定登録医業経営コンサルタント
- ・支援内容：勤務環境改善の取組全般、勤務環境改善計画（医師労働時間短縮計画含む）作成・実施支援、医業経営相談など

## 兵庫県医療勤務環境改善支援センター（H27.4～）

### ○ 医療労務管理アドバイザー

医療労務管理アドバイザーは兵庫労働局が「(一社)兵庫労働基準連合会」に委託して設置

→ アドバイザー(社労士・労働局OB)11名で活動

- ・支援内容: 医師の時間外労働の管理、宿日直許可申請、評価センターへの評価受審、時短計画作成・実施支援、36協定締結、立入検査実施後の支援 など

※ 両アドバイザーの相談にかかる費用は無料ですのでお気軽にご相談ください。

※ 医療労務管理アドバイザーは、訪問支援を積極的に実施しています。訪問の打診があった場合は、受け入れにご協力をお願いします。

## 兵庫県医療勤務環境改善支援センター（H27.4～）

- 医療機関向け研修会の実施（年2回）
  - 医療労務管理セミナー（R6.7.24、8.1）
    - ※兵庫労働基準連合会（兵庫労働局委託事業）
    - 内容：医師の時間外労働の上限規制、宿日直許可の適正な運用、医師の研鑽、面接指導 など
  - 医療勤務環境改善セミナー（R7.1.31→今回実施分）
    - ※日本医業経営コンサルタント協会（県委託事業）
    - 内容：勤改センター紹介、医師の働き方改革新制度、支援事例紹介、各種ハラスメント対策

## 兵庫県医療勤務環境改善支援センター（H27.4～）

- 県医務課からメールによる情報発信
  - 各種調査で把握したメールアドレス宛に、厚生労働省の通知や県医務課からの案内、情報提供などを送付
  - 「メールが届いていない」、「違うメールアドレスに送付してほしい」などがありましたら、県医務課までお知らせください。
  - 年度当初の担当者変更に伴うメールアドレス変更にご協力ください。

# 兵庫県医療勤務環境改善支援センター（H27.4～）

## ○ 勤改センターホームページ 「兵庫県 勤改センター」で検索可能

The screenshot shows the homepage of the Hyogo Prefecture Medical Work Environment Improvement Support Center. The header includes the Hyogo Prefecture logo and navigation links for 'Foreign Language', '閲覧支援メニュー', '災害関連情報', and '安心・安全情報'. The main content area features a search bar with 'キーワードから探す' and '検索' buttons, and a list of '注目キーワード' including '県税', '電子申請・様式提供', '職員採用', '入札・契約', '県営住宅', and '認定こども園'. The main headline is '医療機関における勤務環境改善の取組の推進', dated '更新日：2024年12月25日'. Below this, there is a section titled '【医師の働き方改革】特定労務管理対象機関（BC水準）の指定申請', with a link to '【医師の働き方改革】特定労務管理対象機関の指定申請について'. The footer section is titled '兵庫県医療勤務環境改善支援センター' and states that the center was established in the Hyogo Prefecture Health and Medical Department to support medical institutions in their efforts to improve working conditions.

兵庫県  
Hyogo Prefecture

Foreign Language 閲覧支援メニュー 災害関連情報 安心・安全情報

ホーム > 健康・医療・福祉 > 医療 > 医療・保健衛生 > 医療機関における勤務環境改善の取組の推進

更新日：2024年12月25日

### 医療機関における勤務環境改善の取組の推進

平成26年10月に成立した改正医療法により、医療機関は、医療従事者の離職防止や医療の質の向上を図ることを目的として、医療勤務環境改善マネジメントシステムに関する指針やマネジメントシステム導入の手引きなどを参考にしながら、医療機関の状況に応じて計画的に勤務環境改善の取組に努めることとなりました。

#### 【医師の働き方改革】特定労務管理対象機関（BC水準）の指定申請

県への指定申請の手続きについてはこちらをご確認ください。

[【医師の働き方改革】特定労務管理対象機関の指定申請について](#)

### 兵庫県医療勤務環境改善支援センター

兵庫県では保健医療部医務課に兵庫県医療勤務環境改善支援センター（勤改センター）を設置し、医療機関の働き方改革に向けた取組を支援しています。

## その他役に立つ国のHP（参考）

### いきいき働く医療機関サポートWeb（いきサポ）

いきサポでは、面接指導と勤務間インターバルなど医療機関に必要とされる情報を集約しています。

いきサポでは、面接指導と勤務間インターバルなど医療機関に必要とされる情報を集約しています。

いきサポでは、各種情報や医療機関の取り組み事例を紹介しています。

初めての方向けページ

医師の働き方改革特設ページ

イベント開催案内

医療機関の取り組み事例紹介

解説スライド

eラーニング

動画で医師の働き方改革を解説

- ・ 令和6年4月～施行された「医師の働き方改革」の新制度の支援

- 特例水準（B、連携B、C-1、C-2水準）の指定申請を行う医療機関を支援

- 医師労働時間短縮計画に基づく取組の実施支援

- 医療法に基づく立入検査後の支援

（追加的健康確保措置）



アドバイザーを派遣しますので、お気軽にご相談ください。

# 医師の働き方改革

- これまでの我が国の医療は**医師の長時間労働**により支えられており、今後、医療ニーズの変化や医療の高度化、少子化に伴う医療の担い手の減少が進む中で、医師個人に対する負担がさらに増加することが予想される。
- こうした中、医師が健康に働き続けることのできる環境を整備することは、医師本人にとってはもとより、患者・国民に対して提供される**医療の質・安全**を確保すると同時に、**持続可能な医療提供体制**を維持していく上で重要である。
- **地域医療提供体制の改革**や、各職種の専門性を活かして患者により質の高い医療を提供する**タスクシフト/シェアの推進**と併せて、医療機関における**医師の働き方改革**に取り組む必要がある。

## 現状

### 【医師の長時間労働】

病院常勤勤務医の約4割が年960時間超、約1割が年1,860時間超の時間外・休日労働

特に救急、産婦人科、外科や若手の医師は長時間の傾向が強い

### 【労務管理が不十分】

36協定が未締結や、客観的な時間管理が行われていない医療機関も存在

### 【業務が医師に集中】

患者への病状説明や血圧測定、記録作成なども医師が担当

## 目指す姿

労務管理の徹底、労働時間の短縮により医師の健康を確保する

+

全ての医療専門職それぞれが、自らの能力を活かし、より能動的に対応できるようにする

質・安全が確保された医療を持続可能な形で患者に提供

## 対策

### 長時間労働を生む構造的な問題への取組

医療施設の**最適配置**の推進

(地域医療構想・外来機能の明確化)

地域間・診療科間の**医師偏在**の是正

国民の理解と協力に基づく**適切な受診**の推進

### 医療機関内での医師の働き方改革の推進

適切な**労務管理**の推進

**タスクシフト/シェア**の推進

(業務範囲の拡大・明確化)

一部、法改正で対応

<行政による支援>

- ・医療勤務環境改善支援センターを通じた支援
- ・経営層の意識改革（講習会等）
- ・医師への周知啓発 等

### 時間外労働の上限規制と健康確保措置の適用（2024.4～） **法改正で対応**

#### 地域医療等の確保

医療機関が医師の労働時間短縮計画の案を作成

評価センターが評価

都道府県知事が指定

医療機関が計画に基づく取組を実施

医療機関に適用する水準	年の上限時間	面接指導	休息時間の確保
<b>A</b> （一般労働者と同程度）	<b>960時間</b>	<b>義務</b>	<b>努力義務</b>
<b>連携B</b> （医師を派遣する病院）	<b>1,860時間</b> ※2035年度末を目標に終了		<b>義務</b>
<b>B</b> （救急医療等）			
<b>C-1</b> （臨床・専門研修）			
<b>C-2</b> （高度技能の修得研修）	<b>1,860時間</b>		<b>義務</b>

#### 医師の健康確保

##### 面接指導

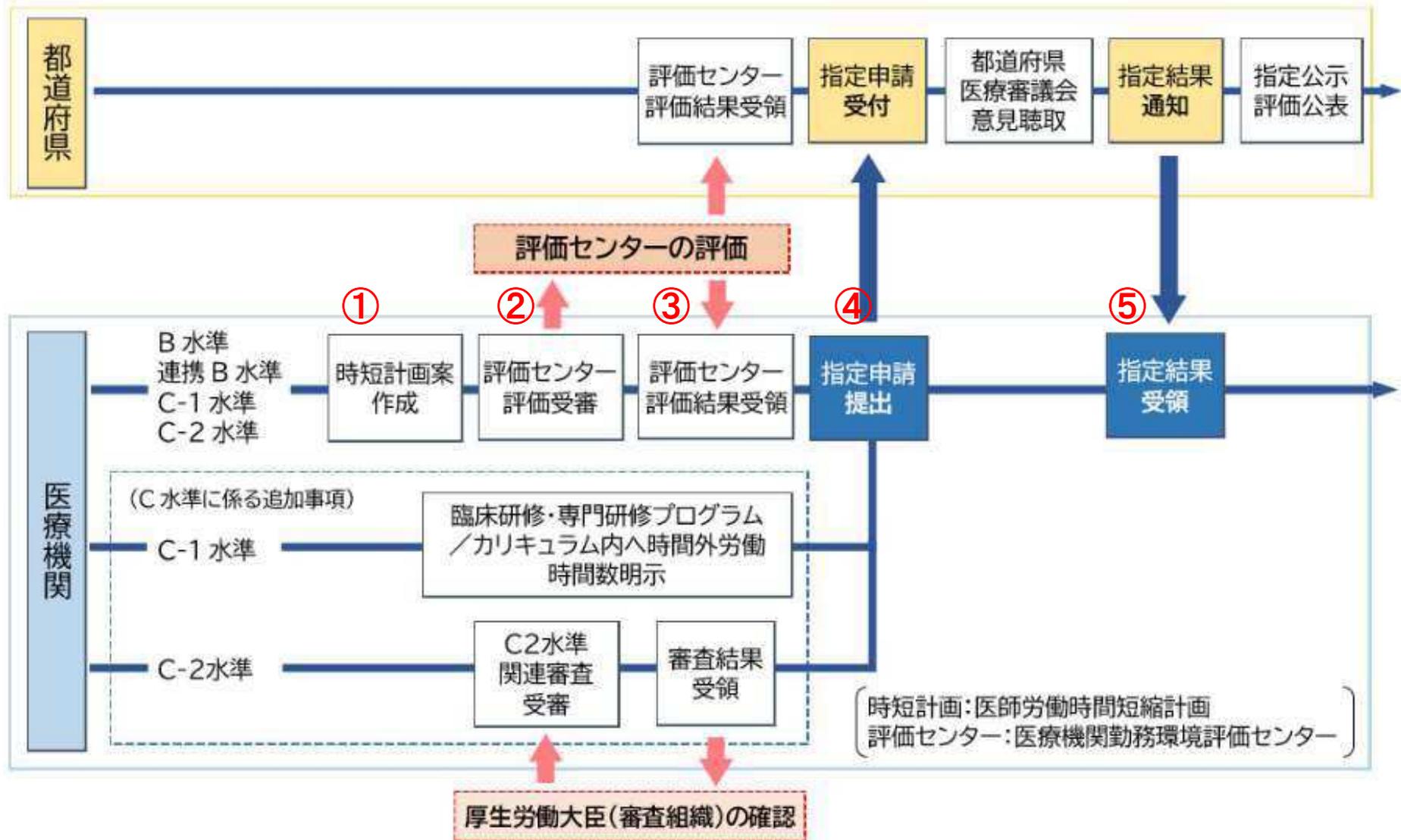
健康状態を医師がチェック

##### 休息時間の確保

連続勤務時間制限と勤務間インターバル規制（または代償休息）

# 特例水準指定申請

## B・連携B・C-1・C-2水準の指定に係る都道府県・医療機関の流れ



## 特例水準指定申請

- 特例水準（B、連携B、C-1、C-2水準）の指定申請を考えられている医療機関のみなさまは、**評価センター受審申込前に県医務課にご連絡ください。**
- 評価センターでは、結果を通知するまで、最低、4か月が見込まれていること、その後、県医療審議会等の意見聴取がありますので、十分に余裕を持ったスケジュールで受審申込等を行ってください。
- 県から指定されるまで、時間外・休日労働時間が年960時間を超えることはできません。（遡ることもできません。）
- A水準（時間外・休日労働時間が年960時間以下）の場合、指定申請は不要です。

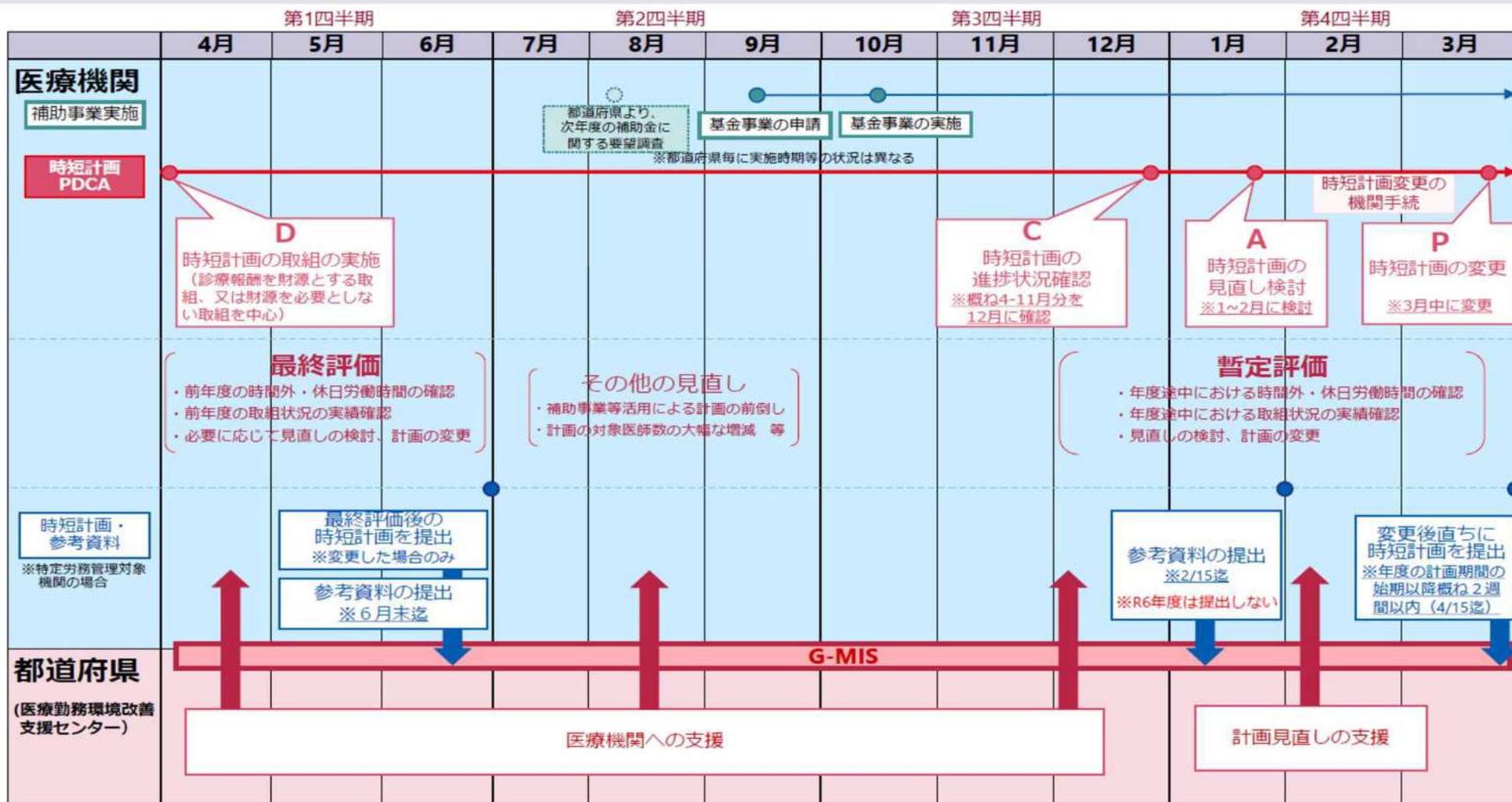
## 医師労働時間短縮計画

- 令和6年11月に「医師労働時間短縮計画作成ガイドライン」の一部改正が行われています。（一部改正内容は、すでにメールで通知済みですが、先程紹介した県HP、国HPでご覧いただけます。）
- 計画的に労働時間短縮に向けた取組が進められるよう、医師労働時間短縮計画は、PDCAサイクルの中で、毎年、自己評価や見直しの検討を行う必要があります。
  - 【医師労働時間短縮計画を策定している主な医療機関】
  - ・ **特定労務管理対象機関**（B、連携B、C-1、C-2水準）
  - ・ **地域医療勤務環境改善体制整備事業補助金**の交付を受ける医療機関
  - ・ 診療報酬における**地域医療体制確保加算**を算定する医療機関
- 見直しを行った医師労働時間短縮計画等は、県に提出する必要があります。（スケジュール等は関係医療機関に通知済み）

# 医師労働時間短縮計画

## 医師労働時間短縮計画のPDCAサイクルの全体像（イメージ）

- 医療機関の「医師労働時間短縮計画」の年間のPDCAサイクルのイメージは以下のとおり。
- 第3四半期頃に進捗状況の確認、第4四半期中に暫定評価、計画の変更。年度始期より計画を開始。第1四半期に最終評価。



## 立入検査項目

医師の働き方改革関係の医療法の施行に伴い、令和6年度以降、医療法第25条第1項に基づく立入検査において新たに確認が必要な検査項目があります。

項目	概要	対象
1. 面接指導の実施 (法第108条第1項)	時間外・休日労働が月100時間以上となることを見込まれる医師（面接指導対象医師）に対して、医療法上の面接指導が実施されていることを確認。	全医療機関
2. 就業上の措置 (時間外・休日労働月100時間以上見込み) (法第108条第5項)	面接指導対象医師に対する面接指導実施後、必要に応じて、労働時間の短縮、宿直の回数の減少その他の適切な措置（就業上の措置）を講じていることを確認。	
3. 就業上の措置 (時間外・休日労働月155時間超) (法第108条第6項)	時間外・休日労働が月155時間超となった医師について、労働時間の短縮のために必要な措置を講じていることを確認。	
4. 勤務間インターバル・代償休息 (法第123条第1項及び第2項)	特定労務管理対象機関に勤務する特例水準の業務に従事する医師（特定対象医師）に対し、勤務間インターバルや代償休息が確保されていることを確認	特定労務管理対象機関

※特定労務管理対象機関：都道府県知事が、病院又は診療所であって、医師をやむを得ず長時間従事させる必要がある業務があると認められるものを、指定した特定地域医療提供機関、連携型特定地域医療提供機関、技能向上集中研修機関及び特定高度技能研修機関の総称。

# 医師の働き方改革支援チーム派遣

## ○事業内容

医療法等改正法の本格施行(R6.4～)によって、医師の働き方改革の取組みを強力に支援。

<実施イメージ> (医師の働き方改革支援チーム派遣)



②課題に対応したチームを編成

③派遣

①派遣先病院募集

<派遣チーム>

- ・ 医業経営アドバイザー
- ・ 医療労務管理アドバイザー
- ・ 病院幹部経験者

対象病院：

- ①特定労務管理対象機関 (B水準等)
- ②三次救急、大規模な二次救急医療機関
- ③産科を有する医療機関  
(62病院)

※ 対象病院の考え方  
「B水準」(1,860時間)の要件となる診療機能を有しており、長時間労働となる可能性がある病院。

ご清聴ありがとうございました